

消防用設備等の指導

火災が発生したとき、①早く知り、知らせる ②早く消す ③安全避難が大切です。

このため消防法では、一定の防火対象物の構造、用途、規模に対応した消防用設備等の設置及び維持管理を義務付けています。

消防本部では、これらの消防用設備等が法令の技術上の基準に適合して設置され、かつ火災が発生した場合その機能に応じて、いつでも有効に働くよう維持管理の指導を行っています。

(令和3年4月1日現在)

消防用設備	設置防火 対象物数	消防用設備	設置防火 対象物数
消火設備	屋内消火栓設備	413	警報設備
	スプリンクラー設備	181	漏電火災警報器
	泡消火設備	15	消防機関への通報設備
	不活性ガス消火設備	17	非常警報設備
	粉末消火設備	139	避難設備
	屋外消火栓設備	280	
	動力消防ポンプ設備	4	消火活動 上必要な 施設
	ハロゲン化物消火設備	12	排煙設備
	水噴霧消火設備	0	連結送水管
消防用水		76	非常コンセント設備
			連結散水設備
			無線通信補助設備
			1



消防用設備検査